

平成 2 0 年 度

財政援助団体監査結果報告書

高 砂 市 監 査 委 員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の実施期日及び監査の対象

監査実施日 平成21年11月25日（水）

監査の対象 （財）高砂市勤労福祉財団

高砂市勤労者総合福祉センター

高砂市生石宿泊センター

高砂市勤労者体育センター

第3 監査の範囲

平成20年度における出納その他の事務の執行について監査を実施した。なお、対象における施設の監査も併せて行った。

第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約、財産管理、施設管理等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

対象団体に対し事業報告書の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、質疑を行い、財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類等の関係書類の検査を行った。

第5 監査の結果

監査の結果は以下のとおりであり、監査時に気づいた事項についてはその都度口頭で指示したところである。

監査の結果、一部において検討すべき事項が見受けられたが、予算の執行、収入、支出、契約、財産管理その他の事務についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。今後とも事務の執行に当たっては、厳しい財政下であることを十分認識され、職員一人ひとりが強いコスト意識を持って対応されたい。

また、毎年継続して行う事務事業については、前例踏襲によることなく無駄をなくしてさらなる事務の適正化、効率化を図られたい。

最後に監査委員の意見として、①高砂市勤労者総合福祉センター、高砂市生石宿泊センターについては、開設以来16年が経過しており、施設の老朽化に対して適切な維持管理を行っていくためには、早期に現況調査を実施され、将来にわたる大規模な修繕も盛り込んだ計画的な維持補修を行い、利用者に対するサービスの低下を招かないよう、施設所有者の高砂市と十分調整されたい。②相談事業の労働職業相談事業は、勤労者及び市民ニーズが多くあるので、今後についても高砂市と十分協議され本事業を存続されるよう要望する。